保健福祉子ども委員会記録（Ｎｏ.３０）

１　日　　時　　令和８年６月２５日（木）
午前１０時００分　開会
午前１０時０４分　休憩
午前１０時０７分　再開
午前１１時０４分　閉会

２　場　　所　　第６委員会室

３　出席委員（１０人）

委員長	金子秀一	副委員長	森本由美
委員	中村義雄	委員	西田　一
委員	小松みさ子	委員	松岡裕一郎
委員	中村じゅん子	委員	伊藤淳一
委員	小宮良彦	委員	柳井　誠

４　欠席委員（０人）

５　出席説明員

保健福祉局長	小笠原圭子	保健医療担当理事	古賀佐代子
障害福祉部長	荒田政二	障害福祉企画課長	大前亜弥
保健所長（兼務）	古賀佐代子	保健所担当部長	上野朋子
医務薬務課長	渡邉真由美	子ども家庭局長	中原田香織
総務企画課長	森　善裕	子ども総合センター所長	藤田浩介
子ども総合センター次長	赤塚直人		外　関係職員

６　事務局職員

委員会担当係長	廣門実知江	書記	岩瀬美咲

７　付議事件及び会議結果

番号	付　　議　　事　　件	会　議　結　果
1	陳情第88号　市内での電子たばこ販売や吸引を禁止させることを求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
2	行政視察について	行政視察の事前研修のため、本市での取組等について別添資料のとおり説明を受けた。

８　会議の経過

○委員長（金子秀一君）それでは、開会いたします。

本日は、陳情の審査を行った後、所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第88号、市内での電子たばこ販売や吸引を禁止させることを求める陳情についてを議題とします。

事務局に文書表を朗読させます。事務局。

（文書表の朗読）

ここで一旦休憩し、陳情第88号について口頭陳情を受けることにします。

（休憩）

（陳情第88号について、口頭陳情を受けた。）

（再開）

○委員長（金子秀一君）これより会議を再開いたします。

本件について当局の説明を求めます。医務薬務課長。

○医務薬務課長　陳情第88号、市内での電子たばこ販売や吸引を禁止させることを求める陳情に対し、御説明いたします。

電子たばこは、専用カートリッジ内の液体、リキッドを加熱して霧状の蒸気を発生させ、それを使用者が吸入する製品です。加熱式たばこと混同されることが多い製品ですが、加熱式たばこと異なり、たばこ葉を原料としていないため、たばこ事業法上のたばこには該当せず、一般的には雑貨として取り扱われています。

電子たばこは、リキッドに含まれる成分により法規制が異なります。まず、違法成分を含まない一般的な電子たばこについては、法令による直接的な規制はありません。一方、ニコチンが含まれる場合は医薬品に該当しますが、現在、国内で承認された製品はないため、医薬品医療機器等法により、製造、販売、譲渡は禁止されています。海外から個人輸入して使用する行為は禁止されていませんが、健康への影響が否定できないことから、安易な使用は避けるよう国が注意喚起を行っています。次に、エトミデートが含まれる場合、いわゆるゾンビたばこは、令和７年５月に医薬品医療機器等法に基づく指定薬物に指定されたため、輸入、製造、所持、

販売、譲渡、使用が禁止されています。また、大麻成分が含まれる場合は、麻薬及び向精神薬取締法により同様に厳しく規制されています。違法成分を含む電子たばこについては、国や県において流通品の検査など実態把握や取締りが行われており、市も関係機関と連携し、対応しているところです。

以上のことから、違法成分を含むものは既に法令で規制されており、規制対象外の電子たばこについては個人のし好に関する事柄であるため、市が個人の使用状況を調査する考えはございません。また、私的な使用を一律に禁止することはできません。

健康被害を未然に防ぐためには、市民に広く薬物乱用防止の啓発や注意喚起を行っていくことが大変重要であると考えます。現在、薬物乱用防止の啓発イベント、ヤング街頭キャンペーンの開催、市のホームページにおける情報発信、学校等での薬物乱用防止教室の実施により、違法な電子たばこを含む指定薬物、覚醒剤、大麻等の薬物乱用防止について、市民に啓発や相談窓口の周知を行っています。今後も引き続き、市民の安全の確保のため、関係機関と連携し、医薬品医療機器等法の適正な運用や薬物乱用防止の啓発活動に取り組んでまいります。以上で説明は終わります。

○委員長（金子秀一君）ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

質問、意見はありませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで次の議題に関係する職員を除き退室願います。

（執行部入退室）

次に、所管事務の調査を行います。

本委員会の行政視察については、所管事務の調査に資する取組を行っている都市に視察を行うこととしていますが、この視察が実りあるものとなるよう事前の研修を行います。

それでは、北海道苫小牧市のヤングケアラーへの支援の取組について、札幌市の札幌市手話言語条例及び札幌市障がい者コミュニケーション条例の取組について、札幌市障がい者就業・生活相談支援事業の取組について及び北海道江別市の江別市子育てひろば「ぽこあぽこ」の取組についての参考とするため、本市での取組等について執行部から説明を受けます。

それでは、説明をお願いします。障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　札幌市手話言語条例及び札幌市障がい者コミュニケーション条例の取組について、また、札幌市障がい者就労・生活相談支援事業の取組について御説明させていた

だきます。

お手元のタブレットにお配りしている資料を御覧ください。

まず、資料１、札幌市と北九州市の障害のある人の状況につきまして御説明させていただきます。

１ページを御覧ください。人口は、札幌市約195万人に対し北九州市は約90万人と、札幌市は北九州市の２倍以上の規模でございます。面積においても、札幌市は北九州市の２倍以上の広さを有しております。障害のある方の総数は、札幌市が16万3,755人、北九州市が７万7,731人でございます。内訳では、札幌市、北九州市とも身体障害の方が最も多く、このうち聴覚・平衡機能障害の方は、札幌市が5,256人に対し、北九州市は4,298人でございます。また、国が発表した民間企業の障害者の雇用状況につきましては、都道府県の単位のデータではございますが、実雇用率は北海道が2.57％、福岡県が2.42％となっており、いずれも全国平均を上回っております。

２ページ目を御覧ください。まず、１、関係法令等についてでございます。手話やコミュニケーションに関する関係法令について御説明いたします。

昭和45年に施行、平成23年に一部改正された障害者基本法には、手話を含む言語その他の意思疎通のための手段の選択の機会の確保についてうたわれております。平成28年には障害者差別解消法が施行され、令和６年の改正では、行政や事業者に対し、合理的配慮が義務化されました。これらの法令を踏まえ、北九州市ではいわゆる北九州市差別解消条例を制定し、基本理念に、手話は言語であること、また、その他意思疎通のための手段の選択の機会の確保や、全ての障害のある人が等しく必要とする情報を取得し、円滑に意思疎通を図ることができるようにすることなどを位置づけ、手話の普及やコミュニケーションに関する施策を展開しております。一方、札幌市におきましては差別解消条例は制定しておりませんが、平成29年に札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する条例、平成30年に札幌市手話言語条例を施行しております。その他、令和４年に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、令和５年に福岡県手話言語条例、令和７年に手話施策推進法も施行しております。これらの関係法令には行政の責務や役割などが位置づけられており、これに基づき、各自治体で施策を展開しているところでございます。

３ページを御覧ください。御参考まで、手話及びコミュニケーションの関連事業について御説明します。札幌市も様々な取組は実施しておりますが、一部のみ掲載させていただいております。今回は北九州市の取組を中心に御説明させていただきます。

手話、コミュニケーションに関連する事業については障害種別ごとにかなりいろんな施策を展開しておりますので、主な事業のみを今回は掲載させていただいております。(2)北九州市、①のコミュニケーション支援人材の養成と派遣を御覧ください。手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員など、コミュニケーション支援人材の養成、派遣を北九州市でも行ってお

ります。支援に当たっては質の担保が重要であることから、要約筆記者や盲ろう者通訳・介助員については、養成講座に加え、派遣を開始してからのフォローアップ講座なども行っております。

次に、②障害のある方を対象とした講座及び③市民向け普及啓発を御覧ください。昨年度、手話施策推進法が施行されたことを受け、今年度から、主に聞こえない、聞こえにくい子供を対象とした手話による読み聞かせを実施するほか、聴覚障害への理解促進、手話の普及を目的として、こども手話講座、はじめての手話講座を実施いたします。

④障害のある方との交流等を御覧ください。障害のある方との交流等を通じて、実際にコミュニケーションを図ることで障害の理解を深めていくという取組を北九州市では行っております。出前講演を障害のある方と共同で実施しておりまして、市民の方からも、障害のある方から生の声が聞けてよかったなどの声もいただいております。この取組を広げていくためにも、今年度から、出前講演に行っていただく障害のある方の講師の方の勉強会を開催するなど、人材育成も行う予定としております。また、昨年度、スーパーでのセルフレジを活用した買物体験会を実施いたしました。視覚障害、身体障害、発達障害など様々な障害がある方が参加し、体験会終了後に、スーパーでの買物支援の方法など、スーパーのスタッフの方を含め、意見交換を行いました。今年度も引き続き、スーパーでの買物支援をテーマにフィールドワークを行い、スーパーのスタッフの研修にもつなげていくというような取組を実施する予定としております。また、パラスポーツ等を通じた交流事業として、これまで北九州市では子供たちを対象として、例えば車椅子バスケットボールでの選手との交流事業だったり、小学生大会などにも取り組んでおります。令和７年度からは新たに小学校でのブラインドサッカーの授業なども開始し、取組を強化しているところでございます。

⑤啓発ツールを御覧ください。先ほども申しましたが、手話施策推進法が施行されたことを受け、今年度は関係団体と連携し、手話の動画、チラシも作成する予定としております。北九州市では、関係法令や北九州市差別解消条例などに基づき、日常生活や社会生活の中に言語やコミュニケーションがあるといった視点から、障害のある方との交流などの体験を通じた理解促進、普及啓発に特に力を入れているところでございます。

次に、資料３、札幌市障害者就労・生活相談支援事業と北九州市の取組について御説明いたします。

４ページを御覧ください。(1)国、都道府県が設置する障害者就業・生活支援センターの概要でございます。これは、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき設置され、障害のある方が地域で安心して働き続けられるよう、雇用、保健、福祉、教育などの機関が連携し、仕事と暮らしの両面を一体的に支援するものでございます。

(2)市が実施する取組についてです。札幌市と北九州市を比較した表を作らせていただいております。両市の大きな違いは、札幌市は、国等が設置するセンターとは別に市内４か所に障が

い者就業・生活支援事業所を設置しております。北九州市では、国等が設置するセンターと一体的に北九州障害者しごとサポートセンターの設置、運営を行い、国、県等の関係機関と連携しながら、障害のある方や企業への相談支援を行っているところでございます。令和６年度の実績につきましては、相談件数は、札幌市は約２万3,000件、北九州市は約１万3,000件、就職者数については、札幌市は163人、北九州市は90人となっております。障害のある方の人数が北九州市の約２倍である札幌市に対して、実績値もおおむねその規模に比例しているものと考えております。

５ページを御覧ください。運営体制についてです。運営体制につきましては、北九州市では心理専門職を配置し、精神障害のある方の職場の適応やストレス管理といった心理的課題に対し、専門的なカウンセリング等の支援を行う体制を整えております。

最後に、(3)その他障害者就労に係る類似事業の令和６年度の実績でございます。採用の１次面接に相当する就職面接会につきましては、札幌市、北九州市ともに国、労働局との共催により実施しております。こちらにつきましては、企業と障害のある方が直接対面するような形式で行っております。また、北九州市ではその他マッチングの取組として、企業と障害のある求職者が直接対面をして就職説明会といったものを取り組んでおります。こちらが実習につながったりとか採用につながったりというような形になっております。さらに、障害者の就労促進の要となる、企業と障害福祉のサービス事業所の相互のつながりを深めることを目的とした交流会についても注力をしているところでございます。この交流会は、令和７年度までは年２回の開催でございましたが、令和８年度、法定雇用率が上がることに伴い、かなり企業様、それから支援機関からのニーズが高まったことで、3回の開催を予定しているところでございます。

北九州市の取組は御説明させていただいたところなんですけれども、今年度より福岡県も、市内で先進事例の企業見学だったりとかアドバイザー派遣事業なども実施することにしておりまして、複数回、北九州市の取組に加えて県でも様々な取組を行っていただいているところでございます。引き続き、障害者雇用の促進に向けては、国や県としっかりと連携を取りながら取組を進めてまいりたいと考えております。参考に、６ページから北九州障害者しごとサポートセンターのリーフレットを添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。説明については以上でございます。

○委員長（金子秀一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　続きまして、北九州市のヤングケアラー支援について御説明いたします。

まず、概要について説明いたします。

北九州市では、ヤングケアラーの早期発見、支援のため、当事者からの相談に対応し、必要に応じて関係機関につなぐとともに、アウトリーチによる学校との連携、広報、啓発などを行う窓口を設置しております。開設時期は令和４年５月17日、設置場所はウェルとばたの２階、

委託先につきましては、公募を行いまして、社会福祉法人北九州市福祉事業団となっております。

次に、実施内容について説明いたします。

１つ目が相談業務です。電話やファクス、電子メール、学校や自宅などへの訪問、オンラインによる相談に対応しています。相談対応時間は火曜日から土曜日の10時半から18時半までで、祝日と年末年始はお休みをいただいております。２つ目は関係機関との連携支援です。相談内容に応じた関係機関へのつなぎ、家族調整、また、学校との連携によるヤングケアラーの支援を行っております。状況に応じて、家族が介護保険や障害サービス等につながるよう、手続の支援を行っています。３つ目はヤングケアラーへの支援です。子育て世帯訪問支援事業へのつなぎや、月に１回、つどいという当事者交流会を実施しております。また、令和６年11月にはインスタグラムを開設しております。４つ目は広報、啓発です。学校へのアウトリーチ、関係機関職員等を対象とした研修会を実施しております。なお、相談支援窓口には社会福祉士等の資格を持つコーディネーター２名を常勤で配置しております。説明は以上となります。

○委員長（金子秀一君）総務企画課長。

○総務企画課長　続きまして、江別市子育てひろば「ぽこあぽこ」の取組に関しまして、北九州市における地域の子育て支援拠点について御説明いたします。

資料は、北九州市における地域の子育て支援拠点についてをお願いいたします。

まず、資料の１、概要でございます。北九州市では、国の地域子育て支援拠点事業を基盤といたしまして、各区、地域で親子ふれあいルームや地域子育て支援センターを運営するとともに、市全体の総合的な子育て支援拠点でございます子どもの館及び子育てふれあい交流プラザ元気のもりを運営することで、重層的な子育て支援体制を構築しております。

資料の２、その中でまず国の地域子育て支援拠点事業について御説明いたします。

この事業は、地域におきまして子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することで、子育ての不安感を緩和し、子供の健やかな育ちを促進することを目的としております。事業の概要につきましては、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場を提供するため、基本事業として資料に記載しております４つの取組を進めるものでございます。事業の実施主体は市町村で、国及び都道府県からの補助金も活用し、事業を推進いたします。

資料の３、北九州市における地域子育て支援拠点事業について御説明いたします。

北九州市では、子育て家庭にとって身近で利用しやすい場所とすることを基本的な考え方といたしまして、親子ふれあいルームと地域子育て支援センターを設置、運営しております。親子ふれあいルームは、区役所内または近接の公共施設に設置しておりまして、交流スペース、授乳室などを設けております。運営に当たりましては、区役所に訪れることが多い乳幼児を持つ家庭が利用しやすい、保健師や子ども・家庭相談コーナーなど専門的な育児相談につなぐこ

とができる、育児サークルなど地域の子育て関連情報が提供できるなど、区役所が持つ子育て支援機能や資源を最大限生かすことができる仕組みとなっております。開所日時は、原則、月から金曜日、区役所開庁日の10時から16時で、利用対象者はおおむね３歳未満の乳幼児とその保護者、利用料は無料となっております。

続きまして、地域子育て支援センターでございます。東部地域に北方地域子育て支援センター、西部地域にリアンはなお保育園の２か所を設置しておりまして、交流スペースや相談スペースを設けております。運営に当たりましては、知識及び経験を有する保育士の配置により子育てや保育に関する不安や悩みに適切に対応できる、子供と一緒に子育てに関する悩み相談や講座の受講ができるなど、保育所との連携による効果的な支援ができる仕組みとなってございます。開所日時は施設により異なりますが、利用対象者は主に３歳未満の乳幼児とその保護者で、利用料は無料となっております。

２ページになりますけれども、資料の４、総合的な子育て支援拠点施設につきましてです。市全体の総合的な子育て支援拠点でございます子どもの館と子育てふれあい交流プラザ元気のもりについて御説明いたします。

子どもの館は、就学前の児童から高校生までを対象に、遊び、体験及び交流の場を与えるとともに、保護者に子育てに関する情報交換の場を提供することを目的に運営しております。平成13年11月に開館し、場所はコムシティの７階にございます。資料に記載しておりますとおり、様々なコーナーを設けておりまして、幅広い世代が楽しめる施設となっております。また、遊びや体験企画、親子で参加できる教室、講座の実施など、様々なイベントを実施しております。

子育てふれあい交流プラザ元気のもりでございますが、ゼロ歳から就学前の子供を対象に、子供の遊び場、子育てに関する情報交換の場、また地域の子育て支援団体の交流の場などを提供することを目的に運営しております。平成17年12月に開館いたしまして、場所はＡＩＭビルの３階にございます。ハイハイ広場、落書き広場、音の広場や絵本の広場など多様な遊び場のあるプレーゾーン、子供を不慮の事故から守る工夫を学ぶセーフキッズ、子育て支援を行う団体やサークルの活動の場となるサポータールームなど、様々なコーナーを設けております。また、子どもの館同様、子供の遊びや体験、親子で参加できる教室、講座など、様々なイベントを実施しております。そのほかの内容につきましては資料記載のとおりでございます。以上、子ども家庭局の説明を終了させていただきます。

○委員長（金子秀一君）ただいまの説明は行政視察のための事前研修となりますので、委員の皆様は執行部に対する意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思います。当局は答えられる範囲で結構ですので、答弁をお願いいたします。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。

それでは、質問はありませんか。中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）ちょっと教えてほしいんですけど、手話言語条例の件ですね。福岡県が

令和５年４月に施行していますよね。これは北九州市も、福岡県の中なので、該当するものと理解していいのかという、まずそれから教えてください。

○委員長（金子秀一君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　県内なので、市町村の役割というのも明示されておりますので、条例上は我々もその一つとなっております。

○委員長（金子秀一君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）団体の人たちが、北九州市でも条例をつくってくれってよく聞くんですけど、県でこういう条例がある中で市が別に条例をつくる意味というか、何もないんであれば北九州市でつくっていいと思うんだけど、今の話だと、市町村に関して細かい条例をつくるって意味があるのか、それとも意味がないのか、北九州市の手話言語条例をつくる。意味分かりますかね、それを教えてください。

○委員長（金子秀一君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　北九州市におきましては、先ほど申しましたとおり、差別解消条例の中に、手話は言語ですとか、コミュニケーションをしっかり取れるような支援をしていきましょうみたいなところを位置づけておりますので、こちらで施策を推進しているという形なんですけれども、団体の皆様の御希望のところ、真意のところはまだ確認はできておりませんが、御要望としては市でつくっていただきたいというような御要望もありますが、目的としては差別解消条例の中に我々としては位置づけておりますし、また、県もつくっておりまして、市の責務もそこに明記されておりますので、各市町村もそれに基づいてというところと、あとは、直近で手話施策推進法が施行されまして、かなり手話施策に関して行政の取組だとか、いろんなところに普及していく取組だとか明記をされているところでございますので、現状としてはその取組を進めているというところでございます。団体の皆様とは、新規事業を今一緒にやっておりますので、ふだんからいろいろとコミュニケーションを重ねながら、どういう形を望まれているのかも含めて意見交換をしているところではございます。以上です。

○委員長（金子秀一君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）今の御答弁は、簡単に言うと、北九州市手話言語条例というのはつくっていないけど、差別解消条例を含めて、あと県の条例があるので、同等の条例効果はあるからつくる必要はないという理解でいいんですかね。

○委員長（金子秀一君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　必要性に関しては、すいません、なかなか答えにくいところではございますけれども、我々の考えとしては、差別解消条例とか手話施策推進法に基づいてやっておりますというところなので、これ以上本当につくる必要があるかどうかというところは、また団体の意見とかも聞きながらしっかり検討はしていかないといけないかなとは思っております。

○委員長（金子秀一君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）私たちもこれを視察に行くわけなので整理しときたいんですけど、制度としていろんな地域で手話言語条例つくっていますと言われるんですよね､障害者の団体から。この形でという名前ではないけど、通常の条例に書かれていることは北九州市ではいろんな条例も含めて法律も含めて満たされているというのであれば、そういう理解をしたいし、障害者団体の人が言っている内容の中に、今、北九州市が条例とか法律で規定しているもの以外のことを求めているものがあるのかないのかを知りたいんですよね。

○委員長（金子秀一君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　我々としましては、基本的に差別解消条例とか様々な条例に基づいて施策を展開しておりますので、満たしていると考えております。

○委員長（金子秀一君）障害福祉部長。

○障害福祉部長　お尋ねのところは、どんな条例をつくっていくのかというところになると思います。団体が望んでいるところ、今我々が差別解消条例つくっているところ、他都市でもいろいろ条例つくられていますけど、どのような条例をつくるかによって、必要があるかどうか、そういったところにはなるかと思います。いずれにしても団体と、どういう条例をつくっていくのか、あるいはつくる必要があるのか、そういうのを含めて意見交換を引き続きやっていきたいと思っています。以上です。

○委員長（金子秀一君）中村義雄委員。

○委員（中村義雄君）簡単に言うと、僕が聞いているのは、立法事実があるかないかということなんですよね、市で条例つくるね。今の答弁は、基本的にはないと考えていますということだけど、団体の皆さんも言われているんで、それには真摯に耳を傾けていきますということで受け取りました。ありがとうございました。

○委員長（金子秀一君）ほかにありませんか。西田委員。

○委員（西田一君）ヤングケアラー、これ福祉事業団に委託されているんですが、委託料と、あと対応している人員の人数を教えてください。

○委員長（金子秀一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　まず、委託料でございますけども、令和８年度で1,457万4,000円でございます。職員ですが、常駐のコーディネーター２名と管理者１名と事務補助の４名となります。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）人数はそれで足りているのかどうかというところはあると思うんですけど、大体何世帯、何家庭ぐらい今対応されていますか。

○委員長（金子秀一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　令和７年度実績なんですけども、新規で対応した人数が25人、継続分と合わせますと約50名となっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）なかなか難しい、多分いろんな家庭があっていろんなケースがあると思うんですけど、すごく漠然とした質問で恐縮ですが、マンパワーは足りていますか。

○委員長（金子秀一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　現状、ヤングケアラー相談支援窓口から人員に対して足りていないとか、そういった御意見等は頂戴していないところです。以上でございます。

○委員（西田一君）分かりました。ありがとうございます。

○委員長（金子秀一君）ほかにありませんか。柳井委員。

○委員（柳井誠君）今のヤングケアラーの取組については、たしか５年ほど前から国の支援体制強化事業が行われて各自治体の取組が進んでいますけども、そのメニューの中に実態調査というのが入っていたと思うんですよね。北九州市におけるヤングケアラーの実態調査というのはこれまでしたことがあるのかどうかお聞かせください。

それと、障害者の就労・生活相談支援センターで、北九州市の場合は国等の設置センターと一体的に活動しているということで、その体制は独自の心理士など含めて８名の体制ですけども、国はどういう体制なのか。市は、この８名というのは独自に、国とは別個にやっているのかですね。

○委員長（金子秀一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　御質問のヤングケアラーの実態調査につきましては、市としては取り組んだことはございません。ただ、教育委員会が夏休み明けぐらいに児童生徒に対して調査をされているんですけども、その中でこういった項目も加味していただいて、情報は共有させていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　しごとサポートセンターの国、県の設置の人員体制につきましては、就労支援ワーカーが７名、定着支援ワーカーが１名、生活支援ワーカーが２名となっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）就労等支援センターの体制というのは、国、県が10名と市が８名ということなんですね。分かりました。

それと、ヤングケアラーの実態調査をされたことがないということですけども、北九州市立大学の研究所などが高校生を対象にやっているんじゃないでしょうか。研究機関と連携して今後やる予定は今のところないんですか。

○委員長（金子秀一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長　今おっしゃった北九州市立大学の件については把握しておりませんけども、その辺は確認させていただければと思います。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）柳井委員。

○委員（柳井誠君）結構です。分かりました。

○委員長（金子秀一君）ほかにございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）先ほどの手話言語条例のところで、ちょっと戻って、すいませんけども、さっき説明の中で、市としては手話言語条例の必要性をあまり感じていないみたいなニュアンスがあったと思うんですけども、もうちょっと詳しく、私の捉え方が間違うとったらいかんから。

○委員長（金子秀一君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　北九州市としましては、現状は差別解消条例など関係法令に基づいて実施をしておりますという形なので、先ほど部長も申しましたとおり、団体とお話をしながら、どういう形をつくるのか、さらに違った形があるのかというところは今後の施策の推進と併せて検討していくところではあるかと思いますので、引き続き関係団体の皆様の声を聞きながらしっかり検討はしてまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）私もこの問題は議会で取り上げたことがあるんですけども、関係団体の方から根強い条例制定の要望があるといったことはさっき言われましたけど、当時の局長さんが引き続き関係団体との丁寧な意見交換を続けていきたいというような答弁をされているんですね。実際、どういうような意見交換を今やられて、認識の違いというか、当事者団体からの根強い要望があるというところがずっと続いていると思うんですけども、そういった意見交換の状況というか現状みたいなところは、説明していただけるんならお願いしたいんですが。

○委員長（金子秀一君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　団体の皆様とは、つなぐ・つながる手話事業ということで、今、聴覚４団体と障団連と併せて会議をする場を設けております。こちらの中では、条例という形の話というよりは事業展開にはなるんですけれども、現状としましては、しっかりと施策を展開しながら、条例について本当にそれが必要であればまた検討をということで、いろんな団体が入られておりますので、いろんな条例をつくってほしいという意見もありますけれども、一方で、今、手話施策に関して新しい事業をみんなで立ち上げて、みんなで一緒に取り組んでいくという新しいスタイルを築き上げておりますので、こちらについてまずはしっかりとやりながら、それでいろいろと検討していきたいというようなお声をいただいておりますし、聴覚団体以外の方ともお話をする機会がございますが、こちらに関しましても、条例がうんぬんというよりは、どちらかというと皆様の声としては既存の施策の展開をしっかりやっていきたいということで、先ほど申しました、例えば出前講演の人材育成の話とか、フィールドワークの話、それからスーパーとかのスタッフの人材育成の話というところは、当事者団体の皆様からお声をいただいて今年度から始めようとしているところでございます。といったような形で、総合的に

お話を今させていただいているところでございますが、まずは施策の展開をしっかりやってほしいということが、今、声としては強いように感じております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）分かりました。ありがとうございます。

○委員長（金子秀一君）ほかにありませんか。小宮委員。

○委員（小宮良彦君）小宮です。障害者就労センターについてお伺いします。

相談件数１万3,229件と、本市の北九州市障害者就労センター、令和６年度実績とありますが、これは延べ件数と思いますが、実際どれぐらいの人数が１万3,229件相談なさったかというのがちょっと気になります。

もう一点が、就労に結びついたという就職者数が90人、この就職者数の中にはどのような業態の就職が本市においての障害者の方が就職につながったのかというのを教えていただけたら幸いです。

○委員長（金子秀一君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　まず、人数でございます。令和６年度の実績を今手元に持っておりますので、あれなんですが、この支援の対象の登録者数が令和６年度で228名の方となっております。これ以外にも企業の方への支援とかも行っておりますし、就労支援機関と企業をつなぐというところの、そこの仲介とかも入っておりますので、障害のある方のみでいうと令和６年度は228名ということでなっております。

それから、就職された業態なんですけれども、医療、福祉、あとサービス業、製造業、運輸業、卸・小売など様々な業態に就かれております。個人個人、持っている特性が違いますし、また、企業の求めているニーズも違っておりますので、そこを丁寧にマッチングするというのがしごとサポートセンターの業務になりますので、そういった形で様々な業務に就けるように職場開拓等も行っているところでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）小宮委員。

○委員（小宮良彦君）ありがとうございました。登録人数が228名いるということで、それに対しての１万3,000件の相談件数ということはかなり一生懸命されているなと思います。最後、要望なんですけど、僕、毎日あそこ通るんですよね。もうちょっと、ウェルとばたの中に施設移動したりですね、全然気づかないんですよ、あの場所、あそこにあるということがですね。場所があそこにあるということが気づかない分だけ相談件数は少ないんじゃないかな、もっと困っている方、就職につながったけど、つながった分だけそこで終わりではないとは思うんですけど、ウェルとばたの１階はずっと空きテナントがありますので、行政の方頑張っていただいて、そこの空いたところとかに入ると、また風通しがいい相談窓口になると思います。ちょっと閉鎖的な場所にずっとありますので、御検討いただけたら幸いです。要望で終わります。ありがとうございました。

○委員長（金子秀一君）ほかに。松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）ちょっとだけ。北九州市における地域の子育て支援拠点について、国の地域子育て支援拠点事業を基盤としてということで、代表的なところで子どもの館と子育てふれあい交流プラザ元気のもりですね。運営費等で国からどれだけ入っているのかとか、市と国との割合とかが分かればと思うんですけども、教えていただけませんでしょうか。

○委員長（金子秀一君）総務企画課長。

○総務企画課長　まず、子どもの館と子育て交流プラザは両方とも国の事業費は入っておりません。親子ふれあいルームと地域子育て支援センター事業、この２つが国の支援拠点事業で国費あるいは県費が入っております。国の事業説明資料によりますと、国費３分の１、県費３分の１、それから実施自治体が３分の１ということになっております。ちなみに、令和８年度の予算ベースで、地域子育て支援センター事業で申し上げますと、事業費約2,900万円に対して国費が1,400万円弱入っております。それから、親子ふれあいルームにつきましては、約990万円の事業費に対しまして国費が660万円入っているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）ありがとうございました。代表的な子どもの館と元気のもりが結局は単独でやっているということで、市は子育てに力入れているなというのが分かりますし、地域の分は国がしっかり補助しているということで、子育て日本一ということでまた頑張っていただきたいと思っておりますが……。

○委員長（金子秀一君）総務企画課長。

○総務企画課長　申し訳ございません。数字の訂正をさせていただきます。親子ふれあいルームの予算額でございますけれども、数字が違いまして、７区分の約4,400万円の事業費に対しまして国、県の費用が約2,900万円、残りが市の一般財源となってございます。失礼いたしました。

○委員長（金子秀一君）松岡委員。

○委員（松岡裕一郎君）ありがとうございます。応援申し上げます。以上です。

○委員長（金子秀一君）ほかに。中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）障害者の就労支援の件でお伺いいたします。

今ここに資料としてマッチング率とか定着率とかあるんですが、障害者の方お一人お一人の特性だったり、そのときそのときの環境だったり、また、企業側からは逆にそこが理解しづらくて、どのようにお仕事を提供していったらいいのかみたいなところの悩みもお聞かせいただくんですね。質問としては、マッチング後の伴走型支援みたいな、就職した後、どのような職種の人が企業及び障害者の方に伴走的支援をやっているのかが一つ。それと、今言ったような課題があると思うんですが、市としてここが今からの課題だなというのを認識されているところがあれば教えてください。２点お願いします。

○委員長（金子秀一君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　１問目は、どのような方が定着に向けた支援というか、就職した後の支援をしているかというところですかね。サービス事業所も当然、定着支援をやられている事業所もございますけれども、しごとサポートセンターでも定着をするということで、定着支援は就職後のところはしっかりやっているところでございます。

あとは、定着なんですけれども、障害種別によって定着率が違うということで、どうしても精神障害の方がなかなか定着が難しかったりとか、あとは、我々も課題と思っているのがマッチングのところですね。やっぱり入り口がうまくいかないと、すぐ辞めてしまうような形になるので、例えば実習とか、そういうところを入れながらなるべく丁寧な対応をしたほうがその後の定着につながっているということで、国とか県とかとも話をしておりまして、この辺を丁寧にしっかりやっていきたいなとは今考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）ありがとうございました。今、定着支援のところのサポートは、職種としてはどのような方がという質問です。

○委員長（金子秀一君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　職種は、社会福祉士などの資格を持った方がやっております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）ありがとうございます。ソーシャルワーカーが間に入っていかないと定着は難しいなと思ったので。例えばですけど、特別支援学校を卒業した生徒さんの実習を丁寧に、その人にとってどこがいいのかというのをマッチングした後、特別支援学校の先生が就職後も訪問して、どうですかみたいなサポートがあるんですよね。なので、そういうサポートがないとなかなか、就職したからいいわってならないと思いますので、その辺をしっかりやっていっていただければと思います。私も視察でしっかり勉強してまいります。以上です。

○委員長（金子秀一君）ほかにございませんか。森本委員。

○委員（森本由美君）２点ございます。１点目が、就労・生活相談支援事業で、今度視察に行くところは札幌市ですが、特徴として、札幌市は国等設置センターと同等の支援内容を独立して実施、市内４か所に設置ということですが、本市は国等設置センターと一体的に活動しとなっております。これどこが決定的に違うのか、どうしてこの体制を取っているのかをお聞きしたいと思います。

それと、子育て支援では元気のもりについてなんですが、これまで子育て支援事業を担っていたぴあちぇーれの事業がなくなりました。なくなった分は指定管理者でされるのか、どういうふうになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（金子秀一君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　北九州市におきましては、国と県と連携して事業を一体的に行うという

ことが大事だと考えて、今、一体的に実施しているところでございます。また、ハローワークとかも常日頃から連携を取らせていただいておりますし、この辺は北九州市は連携が大事だと考えているところで、札幌市はどうしてこのような体制を取っているのかは分からないですけど、推察すると、面積も広かったり、冬場はなかなか公共交通手段がというところもあるかもしれないので、すいません、そのようなふうに考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）総務企画課長。

○総務企画課長　ぴあちぇーれに関する御質問でございます。継続して指定管理者が行うということではございませんで、先ほど御紹介いたしました各区の親子ふれあいルーム等に引き継ぐこととしております。また、育児講座等につきましては、元気のもりなどで開催されている講演会などを通じて、親育ちの場所、機会の充実、こういったことに努めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）森本委員。

○委員（森本由美君）ありがとうございます。本市の国と一体というところをかなり誇らしげにというか、おっしゃっているんですけど、逆に、国というのは全体的なもので決めているので、地域特有の問題とかそういったものに対応がされているのかなというところを懸念しているんですけど、そこのところはいかがでしょう。

○委員長（金子秀一君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　国は全体的なというところはございますけれども、福岡労働局、ハローワークと、地域のことに目を向けていただいて、常に北九州市の課題についても共有はさせていただいておりますので、そちらについては御安心いただければと思います。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）森本委員。

○委員（森本由美君）かなり自信を持っておっしゃっているんですが、利用している方にお聞きすると、継続的な支援とかがよくないというか、不満とかそういうのも聞いているので、札幌のことを学んできて、またそれを提言させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（金子秀一君）もうよろしいですかね。じゃ、ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（森本由美君）金子委員。

○委員（金子秀一君）手話言語条例について、中村義雄委員から様々、整理の部分の御質問があって、お答えいただいてありがとうございます。北海道へ行って聞こうかなと思っているのは、道があって札幌市にもあるという状況ですね。調べると、県もある中で各市、政令市もそうですけれども一般市も含めて、手話言語条例をつくっていく。それが、ただ手話言語条例をつくるということの目標でつくられたものなのか、北九州市としては障害者差別解消条例の中

で手話を言語とするということでの実を取るというかですね、そこの部分なのかなと思うんですが、県と市の兼ね合いと先ほどおっしゃいましたけども、別に北九州市でつくってもいいんですよね。

○副委員長（森本由美君）障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長　条例については、つくることは可能かと思います。

○副委員長（森本由美君）金子委員。

○委員（金子秀一君）ありがとうございます。そこの部分をしっかり、道と政令市のすみ分けとか、県との関係でしているのかというのも参考になればと思っていますので、視察してまいりたいと思います。私から以上です。

○副委員長（森本由美君）ここで委員長と交代いたします。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（金子秀一君）ほかにございませんか。

ほかになければ、以上で行政視察の事前研修を終わります。

なお、視察終了後に本委員会において視察内容について委員間で意見交換を行い、所管事務の調査の委員会報告書に反映させていく予定ですので、よろしくお願いいたします。

以上で所管事務の調査を終わります。

本日は以上で閉会いたします。

保健福祉子ども委員会　　委　員　長　　金　子　秀　一　㊞

副 委 員 長　　森　本　由　美　㊞